

# 離婚の際に称していた氏を称する届 の記入方法

(婚姻していた時の氏を称する場合の届です)

●記入方法（右側の記入例を参考にしてください）

【届出日】 実際に戸籍届出窓口に届出をする日付

【離婚の際に称していた氏を称する人の氏名・生年月日】

氏名・生年月日を記入してください  
 (注意) 生年月日は、「M・T・S・H」と省略せず、  
 「明治・大正・昭和・平成」と記入してください

【住所・本籍】 住所・世帯主・現在の本籍・筆頭者

【氏】

- 離婚届と同時に出来る場合  
 変更前と変更後は同じ氏を記入してください
- 旧姓に戻った後に出される場合  
 変更前に現在の氏を、変更後に婚姻していた時の氏を記入してください

【離婚年月日】

- 協議離婚の場合 届出日を記入してください
- 調停・審判・判決離婚の場合 確定日を記入してください

【離婚の際に称していた氏を称した後の本籍・筆頭者】

新本籍を置くところ。筆頭者は本人を記入してください

【届出人署名・押印】

現在の氏名で署名し、押印してください  
 (注意) 署名は必ず本人が自署してください

【連絡先】 昼間の連絡先（携帯電話でも可）

◎記入を間違えてしまった場合

書き間違えたときは、修正液等は使用しないで、「~~〇〇〇〇~~」と訂正して、  
 線上に届出印を押してください

届出方法については裏面に記載してあります

<記入例>

## 離婚の際に称して いた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

平成〇〇年1月25日届出

宮崎県小林市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号		発送 平成 年 月 日 第 号		長印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知
(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名		(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) こばやし さくらこ 氏 名 小林 桜子		昭和〇〇年10月10日生	
住 所		小林市野尻町東麓1183		番地 2 号	
(よみかた) 世帯主 の氏名		こばやし さくらこ 小林 桜子			
本 籍		都城市一万城町 71		番地 番	
筆頭者 の氏名		小林 太郎			
(よみかた) 氏		変更前(現在称している氏) 小林		変更後(離婚の際に称していた氏) こばやし 小林	
離婚年月日		平成〇〇年1月25日			
離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍		宮崎県小林市野尻町東麓1183		番地 2 番	
筆頭者 の氏名		小林 桜子			
その他					
届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)		小林 桜子		印	

届出印を押  
してください

連絡先	電話 (44) 1100
自宅・勤務先 [ ]	携帯

## 離婚の際に称していた氏を称する届の届出方法

### 【① 必要なもの】

- 戸籍謄本（本籍地で出される場合や離婚届と同時に出される場合は必要ありません。）
- 届出印鑑（届書に押された印鑑）

### 【② 届出方法】

下記のうち、いずれか一箇所の窓口に届出をしてください。

- 新しく本籍を置く市区町村の戸籍届出窓口（新戸籍が最も早くできます。）
- 現在の本籍のある市区町村の戸籍届出窓口
- 住所登録をしている市区町村の戸籍届出窓口
- 一時的に滞在している市区町村の戸籍届出窓口

※ この届出のみでは現住所はそのままですので、住所の異動がある場合は住民異動の手続きを別途行ってください。休日に届出をされる場合は、守衛室で受付をしております。（住民異動の手続きは平日のみとなります。）

### 【③ 新戸籍ができるまでの期間】

小林市に届出をして、小林市に新しく本籍を置く場合、届出から新戸籍ができるまでに1週間程度かかります。小林市以外に新しく本籍を置く場合、新戸籍ができるまでの期間は、新本籍地の戸籍係に確認してください。

### 【④ 注意点】

この届を出した後、旧姓にもどりたい場合は家庭裁判所の許可が必要になります。

離婚の際に旧姓にもどり、その後離婚前の氏にもどりたい場合は、離婚後3ヶ月以内にこの届を出されれば家庭裁判所の許可は必要ありません。

その他不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。